

令和2年度中小企業等外国出願支援事業

募集要項

【募集期間】

自：令和2年5月1日（金）

至：令和2年6月5日（金）（17時必着）

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

目 次

1. 事業の目的	1
2. 事業の概要	1
3. 募集内容	1
4. スケジュール	2
5. 応募資格	2
6. 補助対象者の義務	5
7. 手続きの流れ	6
8. 選定について	6

中小企業等外国出願支援事業について

1. 事業の目的

道内中小企業者等の戦略的な外国出願を促進することを目的としています。

2. 事業の概要

道内の中小企業者等が、既に国内に出願している産業財産権（特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願）を基に行う外国出願に要する経費の一部を補助します。

3. 募集内容

(1) 募集期間

令和2年5月1日（金） ～ 令和2年6月5日（金）（17時必着）

(2) 提出先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G
〒060-0001
札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階
TEL 011-232-2403 FAX 011-232-2011

(3) 提出方法

次の書類を上記提出先へ郵送又は持参により提出してください。

(4) 提出書類

- ①様式第1-1 令和2年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金交付申請書（冒認対策商標申請の場合は様式第1-2）
 - ②様式第1-1の別紙 協力承諾書（選任弁理士に依頼する場合）（冒認対策商標申請の場合は様式第1-2の別紙）
 - ③様式第1-1の別添 役員等名簿（個人事業者は個人名を記載）（冒認対策商標申請の場合は様式第1-2の別添）
 - ④登記簿謄本の写し（個人事業者は住民票）
 - ⑤会社・事業者の概要
 - ⑥直近2期分の決算書等の写し（個人事業者は確定申告書の控え等）
（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）
 - ⑦外国特許庁への出願の基礎となる国内出願に係る出願書類
 - ⑧外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し
 - ⑨外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画
 - ⑩先行技術調査等の結果（国際調査報告書の写し、特許査定通知等の写し等）
 - ⑪外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
 - ⑫事業展開計画、製品、技術等に関する参考書類
- ※提出いただいた書類は、お返しできませんので予めご了承ください。

4. スケジュール

令和2年5月1日（金）～6月5日（金）	募集期間
令和2年6月下旬	審査委員会
令和2年7月上旬	採択・交付決定
令和3年3月15日（月）	実績報告書提出期限
令和3年3月末	補助金額の確定及び補助金支払い期限

5. 応募資格

(1) 対象者

次の①～⑥に該当する道内に事業所を有する中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）、若しくは、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（NPO法人）

① 次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する中小企業者等

(ア) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等

(イ) 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等

② 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること

③ 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること

④ 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願と外国特許庁への出願の出願人名義が同一である中小企業者等

⑤ 「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）への協力承諾書」による書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られる中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合において同等の書類を提出できる中小企業者等

⑥ 国及びセンター等が行う補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力する中小企業者等

※中小企業者の定義（中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号）

業種	資本金	従業員数
① ゴム製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
② 旅館業	5,000万円以下	200人以下
③ 製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種(④～⑥を除く)	3億円以下	300人以下
④ 卸売業	1億円以下	100人以下
⑤ サービス業	5,000万円以下	100人以下
⑥ 小売業	5,000万円以下	50人以下

<留意事項>

- ・「構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者」であれば、農業協同組合、漁業協同組合も対象となります。
- ・次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する「みなし大企業」は中小企業者に該当しません。
 - (ア) 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資し

ている中小企業者

(イ) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者

- (ウ) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務している中小企業者
- ・ 事業を営んでいない個人は対象外です。
 - ・ 別紙暴力団排除に関する誓約事項 記 に記載されている事項に該当する者が行う事業は対象外です。

(2) 対象となる出願

申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第2条に規定する国際出願（以下「PCT出願」という。）を含む。）を行っている出願（以下「外国特許庁への出願の基礎となる国内出願」という。）であって、次の（ア）～（エ）いずれかに該当する方法により、年度内に外国特許庁へ同一内容の出願（以下「外国特許庁への出願」という。）を行う予定であること。

- (ア) パリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。）
- (イ) 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法）（ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限る。）
- (ウ) 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。）
- (エ) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

<留意事項>

- ・ 申請時において、既に日本国特許庁に特許（PCT出願を含む。）、実用新案、意匠、商標出願が行われている案件に限ります。また、マドリッドプロトコル国際出願に関しては、日本国特許庁を受理官庁として行う国際商標登録出願前に交付申請することが必要です。
- ・ 外国出願の基になる国内出願の出願人名義は、交付申請者である中小企業者等であることが必要です。
- ・ 商標については、原則、日本国特許庁に出願している分類と同じ分類で外国出願するのが対象となります。外国出願の際に新たに分類を追加したものは、その追加分は認められません。ただし、ニース協定に加盟していない等で、日本と異なる商標の国際分類を使用している場合は、日本の分類と実質的に同様と認められれば、補助対象として構いません。
- ・ 商標については、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳しており、基礎出願と同一内容とみなすことができる案件は対象となります。
- ・ 特許法等に基づく出願制度が整備されている国への出願のみ対象となります。

【対象となる出願の具体例】

(特許)

- ・ 申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願
- ・ 申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ・ 申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件

(実用新案)

- ・ 申請前に日本国特許庁に特許出願又は実用新案登録出願を完了した案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件

※実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権主張して外国特許庁へ出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特許もしくは実用新案いずれの出願でも構いません。

- ・ 申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT出願を完了している案件で、採択後、年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ・ 申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件

(意匠)

- ・ 申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、年度内に優先権を主張して外国特許庁に意匠出願を行う案件
- ・ 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願（ハーグ出願）

(商標・冒認対策商標)

- ・ 申請前に日本国特許庁に商標出願もしくは商標登録を完了している案件で、採択後、年度内に外国特許庁に直接商標出願を行う案件（出願予定国での先行調査等で問題が無ければ、出願にあたって優先権主張の有無は問いません。）
- ・ 申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、補助年度内にマドプロ出願を行う案件
- ・ マドプロ出願における事後指定で、指定国や指定商品・役務を追加する案件（事後指定とは、国際登録後に、新たに領域指定として指定国又は指定商品・役務を追加することです。事後指定した案件については、事後指定日を新たな出願日とみなすことができるため、補助対象とすることができます。）

(3) 補助限度額

1 企業及び1出願に対する外国特許庁への出願に要する補助金の限度額はそれぞれ次に掲げる金額となります。

① 1 企業に対する 1 事業年度内の補助限度額 300 万円

② 1 出願に対する 1 事業年度内の補助限度額

(イ) 特許出願 150 万円

(ロ) 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（冒認対策商標登録出願は除く）60 万円

(ハ) 冒認対策商標 30 万円

※共同出願の場合には、持分割合と負担割合のうち低い方の割合に応じた補助となります。

- (4) 補助率
対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）

(5) 対象経費

対象経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
その他	その他特に必要と認められた経費

<留意事項>

- ・ 外国特許庁への出願時の費用が補助対象となります。
- ・ 交付決定日から原則として令和3年3月10日までに支出される経費を対象にします。
- ・ 翻訳費用は代理人等に委託しない場合も補助対象となります。
- ・ 出願国の制度に照らし必要性が認められる経費（公証人証明申請費用、委任状作成費用等）は補助対象となります。
- ・ 複数国への外国出願に要する費用も補助対象となります。

<対象経費として認められない経費>

- ・ 交付決定日以前に発生・支払った経費及び令和3年3月11日以降に発生・支払われる経費は補助対象となりません。
- ・ 日本国内の消費税等、海外の付加価値税及びサービス税等は補助対象となりません。
- ・ 外国特許庁に出願料を支払った後に追加的に外国特許庁に支払う費用(出願に不備等があった場合の補正費用等)は、年度内に支払われた費用であっても補助対象となりません。
- ・ 日本国特許庁に支払う費用（国内出願費用、PCT出願費用（国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等を含む）は補助対象となりません。また、受理官庁や日本国特許庁への必要な手数料（納付手数料等）、日本国特許庁が発行する書類（優先権証明請求書等）に係る費用についても補助対象となりません。）
- ・ 外国出願と同時に行う審査請求料は補助対象となりますが、出願後に行った場合は補助対象となりません。
- ・ 仲介手数料、第三国の代理人へ支払った費用等はその必要性が認められない限り補助対象となりません。

(6) 事業期間

交付決定の日から令和3年3月10日まで

事業が完了した日から30日以内または令和3年3月15日のいずれかの早い日まで
に所定の報告書にて事業の完了報告を行っていただきます。

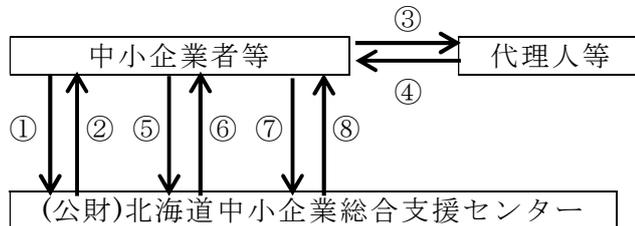
6. 補助対象者の義務

本事業の交付決定を受けた申請者は、以下の事項を守らなければなりません。

- (1) 中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）への協力承諾書に定めた必要書類を添付し実績報告書を提出すること
- (2) 本事業途中での変更や中止、廃止は、止むを得ない場合以外認められません。
- (3) センターからの求めに応じて、状況報告書を提出すること
- (4) 本事業により行った全ての外国特許庁への出願について査定結果を受領するまで、毎年3月末現在の状況を5月末日までに、査定状況をセンターに報告すること

- (5) 本事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること
- (6) 本事業終了後5年間、各年における補助事業成果の事業化状況等を報告するなど、補助事業に係る調査に協力すること

7. 手続きの流れ



- ① 中小企業者等がセンターへ交付申請書を提出する。
- ② センターは審査委員会による審査の後、採否を決定し、中小企業者等に通知する。
- ③ 中小企業者等が代理人等に外国出願を依頼する。
- ④ 代理人等は外国出願を実施し、出願完了後に必要書類を中小企業者等に提出する。
- ⑤ 事業完了後に中小企業者等はセンターに添付書類とともに実績報告書を提出する。
- ⑥ センターは、補助金の額を確定し、中小企業者等に通知する。
- ⑦ 中小企業者等は、センターに補助金の請求書を提出する。
- ⑧ センターが中小企業者等に補助金を支払う。

8. 選定について

(1) 審査方法

(公財)北海道中小企業総合支援センターが設置する審査委員会において申請書類の審査をし、採否を決定します。

(2) 審査基準

- ① 助成を希望する外国出願に関し、先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断されること
- ② 次のいずれかに該当する中小企業者等であること
 - (ア) 助成を希望する外国出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等
 - (イ) 助成を希望する外国への商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等
- ③ 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること
- ④ 当該間接補助金の交付を受けた中小企業等においては、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領第21条の規定による査定状況等の報告を補助事業者が確認できること。

<留意事項>

- ・ 交付の決定を受けた場合、中小企業者等の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について公表される他、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性がありますので予めご了承ください。
- ・ 審査内容や審査結果に関するお問い合わせには回答いたしかねます。

※ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター
企業振興部助成支援G
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階
TEL 011-232-2403 FAX 011-232-2011
URL: <https://www.hsc.or.jp> E-mail: info@hsc.or.jp